持続可能な調達ワーキンググループ (第 15 回) 議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日 時: 平成 29 年 10 月 20 日 14:30~17:30

会 場:組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

1. 本日の議事その他について

事務局:本日の議事について、最初はパーム油の調達基準策定に向けて基礎的な情報をインプットする時間としたい。その後、調達コードの解説書案についてご説明したい。また、通報受付窓口の進捗状況についてもご報告したい。

2. パーム油の調達基準の検討について

事務局: 当初の予定より少し遅くなったが、今後、WGでパーム油と紙の調達基準の検討を進めてまいりたい。スケジュール感としては、資料1のとおり、WGを5回程度開催し、途中パブコメも実施した上で、来年3月に策定できるようにしたい。パーム油も紙も、食材の基準の検討の際と同様に特別委員を置く。パーム油に関する特別委員は資料2のとおり。学識経験者、行政機関、業界団体、市民社会という立場から議論に参加することをお引き受けいただいた。この体制で年度末に向けて検討していきたい。なお、今後のWGでは、RSPO、MSPO、ISPOといった認証制度についてのヒアリングも予定している。本日は、次第に沿って、パーム油に関する基本的な情報、課題や業界の取組状況などについてご説明をお願いしている。

- ・パーム油を巡る状況について、横島委員から資料 3-1 に沿って説明
- ・パーム油のリスクと国際動向について、公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン) 南氏から資料 3-2 に沿って説明
- ・パーム油認証制度の現状について、井上委員から資料 3-3 に沿って説明
- ・植物油をめぐる動向とパーム油認証制度等について、齊藤委員から資料 3-4 に沿って説明
- ・持続可能なパーム油普及の取組について、金子委員から資料 3-5 に沿って説明

秋月:これまでのご説明に対して御質問・御意見があればお願いする。

土井:発表いただいた委員の意見が一致していないように感じた。それぞれの発表を聞いて反論する 点があれば意見をお願いしたい。

河野:私は発表していないが、様々な発表を聞いた中で一消費者としての意見をお伝えしたいと思う。 環境、労働、生産現場から流通、商品までのサプライチェーンで持続可能性を追求すべきであ り、今回の東京 2020 大会の調達コードの議論をきっかけにして、国民がパーム油の適切な選 択ができるように、情報提供と製品に対する見える化に本格的に着手してもらいたいという

ことを消費者としてお願いしたい。今日のプレゼンで今の日常生活でパーム油とそれに類す る製品が幅広く使用されていることを改めて認識したが、日本の食品の表示ルールでは直接 的にパーム油と明記されることはなく、植物油脂などの表記が用いられているため、ほとんど の消費者はパーム油の存在そのものへの理解や認識が乏しいのが現実だと思う。私も今回こ の場に出るにあたり、自分の周りの老若男女のかなりの人たちにパーム油について聞いてみ たが「パーム油って何?」という返事が返ってきてこれが現実だと感じた。多くの消費者にと って油脂の問題は、健康問題と繋がって考えられやすく、動物性、植物性、天然系、合成系と いった話題になるが、今回プレゼンで問題提起された話題については、日本の消費者にとって みるとほとんど遠い問題であると感じている。そういった意味で消費者の関心が低く、行政に よる表示のようなものがない、製品そのものにも目印がない中でパーム油の選択ということ に関していうと、今回の東京 2020 大会の調達コードの設定をきっかけにしっかり社会に対し てこの問題にどう向き合うべきかということを意識改革も含めて発信してもらいたいと思う。 発表された方へ質問だが、RSPO は設立後 13 年経っているという話だった。これは民間から 必要に応じて出てきたものであるという話だった。また、つい最近国として対応せざるを得な い形となって MSPO、ISPO ができたと理解した。RSPO は既に 10 年経っているが、この制 度の国際的な評価をどう受け止めているのか、また、今後に向けての課題があれば聞きたい。 後発の MSPO、ISPO については RSPO を参照して作ったとのことだが、実際の実効性の見 通しについて知見があれば教えてほしい。

井上:個人の意見になってしまうかもしれないが、シンガポールに8年いたのでその時の経験からコ メントを述べたい。RSPO は私が勤めていた商社も参加していろいろ評価を行って来た。この 件のオピニオンリーダーとして、マレーシアとインドネシアに基準を導入するように揺さぶ ったという点でRSPOはすごく効果があったと思う。両国の業界の意識が高くなったと思う。 ヨーロッパの先進性が盛り込まれているので、それがアジアの人たちにも広まったというこ とでも大きな意義があったと思う。だからこそマレーシアやインドネシアも国の重要基幹産 業であるだけに気付きと同時に焦りを感じ、インドネシアは 2014 年に環境基準の厳しいスウ ェーデンとジョイントの議論を始めた。ただ今日の発表で御理解されたと思うが、インドネシ アはなかなか前に進んでいない。もう少しきっちりやっていかないと遅れる可能性がある。マ レーシアはこの間、一歩遅れていたが、2015年から実施が始まり2018年まで任意加盟の体 制で動いている。ただ 2018 年に法律で法制化されたら罰則、ペナルティで縛っていく予定が 明確になっている。また、国家として予算化して、2018年6月までに制度を完成するよう進 めていくという話なので、もしそれができるのであれば、良いものになると考える。インドネ シアはそのスケジュールについての情報が取れていない。日本の輸入の 70~75%がマレーシ アという実情なので、まず制度の確充が進められているマレーシアが、ちゃんとやって行くの かよく見て行かないと商社も責任もって輸入できる状況にならないと思う。

齊藤:日本の植物油は250万トン、うち60万トン程度がパーム油。他のもので、大豆油、キャノーラ油、ごま油であるといった油は小売店頭で見ることができると思うが、パーム油は多くが加工用として利用され、店頭ではほとんど売っていないところ。したがって、インスタントラーメンやチョコレートといった多数の商品に入っているが、一般の消費者の直接目に触れるような、選択としては、ほとんど存在しないというのが実態。表示をするとなると二次加工品や

川下の最終製品でそういうものがどうなるのかということだと思うが、そういった方から話を聞くのも一つだと思う。また、商社の観点から油糧協からも説明があったが、実効性については、我々もほとんどをマレーシアから輸入をしているので関心を持っており、現地の農園にいくつか実態を聞きに行ったところ。彼らはRSPOについてはルール等を十分認識していて、MSPO も任意とはいえ十分知っていたところ。我々が調査に入る少し前、今後、義務化されるとの情報が入って緊張感を持っており、内容についても十分認識していた。ルールは色々あるが、大きくは環境と労働であるが、RSPO、MSPOで環境、労働についてどういう取組が必要かということを説明できるくらい高いレベルで認識していたところ。マレーシア政府も熱意を持って進めているので、MSPO が強制となって実行されていくことになると、その実効性は非常に高いという感覚を持っている。

井上: 実効性について、当初は私たちも疑問、不安を持っていたのでいろいろ調べた。RSPO が先駆けとなって理念等はマレーシア、インドネシアにすごく広まった。大きな面積を有している大手の農園は RSPO のルールを知っていて参加もしている。認証も取って広まっている。そして、先ほどの説明のとおり認証された面積は十分にあって需要の量が追いついていない状況にまで来ている。認証された場所はちゃんとできて来ていて、MSPO は RSPO とほとんど同じルールを採用しているので、RSPO に参加している企業は来年には MSPO についてもほとんど認証できるだろうと言われているので、需要に十分見合うように RSPO と同じ面積が、MSPO でも来年中には認証されるということになる。ただ、一方では RSPO にてカバーされていない耕作地には小さな農家がたくさんいて、RSPO の高い費用が払えず取り残されている。ここをどうするのか、国として考えなければいけないので、MSPO では国が費用を援助して制度を進めるとマレーシアの担当者が言っていたので広い地域に一歩進んだものになるという期待も出てくる。ここの部分は 2 年間を掛けて後追いで整備されることになるとのこと。

南:今までの話で RSPO によって小規模農家が排除されるという意見があった。確かにそういう 部分があった。なぜかというと RSPO は基準が厳しく認証費用がかかることが原因である。 この部分については RSPO も問題に思っていて、今話し合われているところだが来年のルール改定に併せて小規模農家に対しては少し基準を緩めた形の特別ルールが課される予定でいる。小規模農家をどうするかということは RSPO も検討している状況。NGO 側から見ると MSPO、ISPO が改善し、RSPO に近づいていくことは歓迎すべきことだが、同じであれば RSPO でよいと思う。国内の法律に基づいた制度であることから罰則が科せられることはメリットだと思うが、認証の審査をする上でルールに基づいて確認が 100%できているのかというところは疑問に感じる部分があるので、そのあたりがきちんと担保されている制度であるべきだと思う。このあたりは次回以降で認証制度のオーナーが話されるべきことだと思う。

冨田:ファクトチェックとして井上委員、齊藤委員に確認したい。井上委員の資料のスライド8ページではRSPOの普及率は17%とのことだが、齊藤委員の話では10%くらいという話だった。これらの数値は全体の生産量に対する割合と理解したところだが、日本の輸入の中に占めるRSPOないしMSPOの割合はどの程度か教えてほしい。金子委員にも確認したい。これまでの調達コードの議論の中では認証ありきでは決めていない。まず、原則を決めた上で原則に見合っている認証を示してきた。パーム油についても同様の書き方になると思う。そう考えると

金子委員の資料のスライド 9 ページのような定義が非常に重要ではないかと考えている。ここでは3つの項目が記載されている。仮に持続可能性の要件がこの3条件だった場合、MSPO、ISPO はこの3つを満たしているのか教えてほしい。事務局への質問だがロンドン、リオ大会でパーム油についてはどんな基準が設定されていたか教えてほしい。次回以降認証スキームオーナーを呼ぶ予定という話があり、それは非常に良いことだが、併せて客観的な立場から認証を比較できるベンチマークをできる方をお呼びして、その評価に対してそれぞれの認証スキームオーナーから反論、意見等を言える形ができると建設的な議論ができると思うので検討してほしい。

- 小西:パーム油の原則としてどういったものが重要であると思っているのか、業界団体の見解を紙で出してほしい。ルールはいくらでも書けるがそれが担保されていることが非常に重要だと思う。まずはどういった原則が重要かということを摺り合わせられればよいと思う。金子委員、南氏に聞きたい。もしパーム油を日本のオリンピックで遵守できなかった場合、どのようなリスクがあるか教えてほしい。私は元々低炭素分野の人間であるので、泥炭地火災が17億トンのCO2排出量という話があったがこれは日本の1年間の排出量を超える量になる。これがどのような危険があるのかということを教えてほしい。
- 土井:質問ではないが、人権や環境などジェネラルな調達基準は既に決まっていることは皆さんわかっていると思うし、それが最低限の基準と思う。ここでの基準の議論は上乗せ基準という理解でよいか。もともとの基準がないかのような議論のやりとりだったため、念のため確認したい。
- 事務局:土井委員の話について、基準の位置づけとしては土井委員のご理解のとおり。ジェネラルな 基準は既にあり、そこでいろいろな事項について求めている。その上でパーム油について特に どこが大事なのか、事前に担保すべき点は何なのかということを個別基準として検討してい くことになる。冨田委員から質問があったロンドン、リオ大会におけるパーム油の調達基準に ついてだが、両方ともパーム油について基準はなかったと理解している。ロンドン大会ではフ ードビジョンの中で持続可能なパーム油を使うべきといった内容が少し書かれていたが、基 準と呼べるほどのものはなかった。
- 勝野:コメントになるが、今まで発表の中でコストの話が出てなかったと思う。消費者が本当にどこまで負担が可能なのかを考えておく必要がある。パーム油というのは、植物油脂といった形で表示されており、通常の食品表示上、ほとんど記載されていないものである。例えば何かしらのコストを負担して、認証品等を活用しても表示等されることがないかもしれないし、パーム油というのをあえて表示すること自体にもコストがかかってしまう恐れがある。認証品は日本ではあまり流通していないと思うがそれを導入するとなった場合に、消費者目線、メーカー目線でどの程度の負担が増えて、それを消費者がちゃんと受け止められる消費者教育をしていく、そうした覚悟を、パーム油をめぐるそれぞれの者、皆が持つのかという視点の議論も必要だと思う。
- 齊藤:RSPO は、いわばデファクトスタンダードで動いているので、皆さん既にご承知でしょうから、 今回は、MSPO についてコメントさせてもらった。 MSPO と RSPO が対立しているように思 われた人がいるように感じたが、対立しているわけではない。 国際的にも認められた RSPO が あり、我々の協会のメンバーの多くも RSPO に入っているところ。 一方、 MSPO については あまり知られていないため今回ここで紹介し、これから MSPO を作っているマレーシア政府

を実際お呼びして話を聞いてはどうかという提案も含めて紹介したところ。先程ペーパーで原則を示してほしいという話があったが、業界として特に対立的な意識を持っているわけではないのでそこはご理解いただきたい。一方で、我々が、唯一わからないとすれば、勝野オブザーバーがご指摘のように、RSPOがどういった形でコストが発生して、そのコストがどのように使われているのかという点になる。この機会にこの場で教えてもらいたいと考えている。RSPOの基準についても、我々も勉強しているが、併せてこの場で、教えてもらえるとありがたいと考えている。MSPOについては、マレーシア政府が本気でRSPOと同じくらいのレベルのものを作ったとして実効性があるかを確認したい。マレーシア政府は消費国や有力なNGOにも認めてもらえるようチャレンジをすると聞いているが、本当にやれるのかをこの場で聞いてもらいたい。したがって、特段業界として基準を持つということではなく、RSPOがあり、昔と違ってMSPOが出てきた以上、そういうものを含めて選択の可能性を広げられたらどうかということをここで議論していただきたいと思っているところ。

井上: RSPO 認証品の日本への輸入量の質問については資料 3-3 のスライド 7 ページを見てもらい たい。数量としては輸入量全体の1.7%くらいになる。我々の会員にアンケートをとって各商 社の数値を集計したものになる。パーム核油になるともっと少なく、工業用途のため、なかな か使い切れていないのが現状である。基準の明確化について、我々は RSPO のメンバーにな っているし、ルールブックも持っているので、これを基に勉強した。MSPO も今は出てきた のでマレーシアから資料をもらい勉強している。理念、基本原則については日本の商社のガイ ドライン、つまり国際的な CSR ガイドラインと、RSPO も MSPO もほとんどすべて同じも のを採用している事を確認した。MSPO が危ういとなると後日問題が起こるので、MSPO に ついてマレーシアの大手の事業者にも状況を確認した。自然破壊や労働基準といったスライ ド 3 ページにある大きな7つポイントについて質問をし確認をした。先程は時間が限られて いたので簡単に発表したが、必要であれば20-30分掛けて、それぞれの認証のルールの違いな ども詳細に説明できると思う。結果として、詳細な点で違うとすればピートランドの扱い。森 林伐採についてはほとんど同じルールだが、ピートランドについては若干異なる。新規パーム 農園の開発は、マレーシアの場合は政府が許可をした土地を開発できる、となっている。その 許可は農業用地に限られているので、森林や、希少生物がいる場所や、草原を含めて、それら は全てマレーシアの法律で許可できないルールとなっている。これは RSPO と同じ概念。ピ ートランドの再作付けについてはルールの詳細部分が異なる。環境面ではないが、児童労働に ついては、児童の定義について若干違う。マレーシアの児童は義務教育年限は15才までと規 定されているが、RSPOは15才を超えた年までが児童、という表現になっている。マレーシ アは MSPO ではなく法律で縛っている形であり、RSPO は会員に対して、やっていけない事 項として会則で縛っている点も違うが、基本的な考えは同じであると思う。

金子: 資料 3-5 のスライド 9 ページの持続可能なパーム油の定義について。消費者がわかるように定義したもの。これは基本的な考え方を示したものになるので、これがこのまま調達コードになるかというと抽象的過ぎて基準にできないと思う。具体的な基準となると南氏の資料 3-2 の 9、10 ページにあったような A \sim C 社のような調達方針の例になると思う。いくつかの基準を設け、これを守っているということをきちんと証明する、つまり、自社方針を基に自社で確認するなり、認証制度を活用するなりして確認するということになると思う。資料 9 ページで紹

介した定義の中に ISPO、MSPO が入るのかという質問について、これらの認証が RSPO と 同等の基準であれば対象になってくる可能性はあると思う。ただこの2つの制度が現在進行 中で実績がそれほどないこと、基準がよいものであっても実際にそれが確認され、実行されて いるかといったところは非常に注意して見ていく必要があると思う。次回ヒアリングをする 際はその辺りを確認した方がよいと思う。 価格について。 RSPO には農園まできちんとトレー サビリティが確認された認証油もあれば、クレジット制度というものもある。クレジット制度 は実際にはきちんと生産されたパーム油が入っているわけではないが、クレジットを課する ことによって生産される農園に対価が支払われる仕組み。クレジットを購入すればちゃんと したものを使っていると言える制度である。価格は非常に変動しているが、化成品でよく使わ れるパーム核油はクレジット制度を利用した場合は6月に調べた時点では1トンあたり60数 ドルという価格だった。1キロあたりでは数円というレベルになる。パーム核油はパーム油よ り高く、パーム油となるともっと価格が安くなるので、クレジット制度を使えば価格的な負担 はそれほどかからないのではないかと思う。持続可能ではないパーム油を使うことによるリ スクについて。欧米中心に NGO も関心が高い。国内より海外は厳しい目を持っていると思う。 そのため標準的なレベルと言われている RSPO 以上の基準というところには目を光らせて点 検をしていく必要があると思う。

河野:価格について消費者はどう考えるかという問いかけについて。確かに価格は消費者も気になる部分だと思う。油糧輸出入協議会の資料 3·3 のスライド 7 ページにプレミアムを消費者が負担しない上、公表された相場が無くて不透明と書かれている。プレミアムがどの程度になるかは今回明らかにしてもらいたいと思う。また、日本植物油協会の資料 3·4 の 7 ページには、MSPOについて、マレーシア政府に関しては、政府が責任を持って対応するので、その負担が最終消費者にいかないようにしていると言明されている。これを両方読むと認証と非認証でものすごく大きな価格差があるように感じて不安になるので明らかにしてほしい。金子委員の説明では消費者は十分に負担できると思ったところだが、もう少し明確にしていただきたい。ただ姿勢として思うのが、持続可能性への理解を促進して、かつ、持続可能性を担保するのであれば応分のコスト負担は当然であると思う。そこにある一定のコストを負担しなければ、私たちはいつまでも現実に気が付かないと思う。特に日本の中でSDGsで様々提案されていることに対してなかなか理解が進まないのは懐が痛まない状態で誰かが努力をし、多くの消費者はフリーライダーとしてそこに乗ってしまうという現実もあるかと思うので、価格の問題はぜひ明確にして、その価格を私たちが払うことによって搾取かもしれない部分の解消になるのであれば、今回そのことに対してはしっかりと社会発信をしていくべきだと思う。

南:プレミアムの部分は商社やその上流のサプライヤーが決めている市場価格になるので、そういった方たちに聞いてもらうのが一番よいと思う。ただし日本で実際に RSPO に取り組んでいる企業は消費者への負担は課さずに自社ですべて吸収されているのが現状である。

井上:コストアップについて。商社の団体では、各社の交渉時の裁量に任せているので、値段つまり コストは各社で異なるが、資料 3-3 の 6 ページにいろいろなやり方を書いている。私が昔 Non-GMO 原料の輸入システムを作った時に、プレミアムのコストアップがどの程度かかるか検討 したことがある。Non-GMO 原料の輸入の方式は、パームで言えば、この資料の①の IP とい う方式で、産地から完全に分別して日本に持ってくる形態となるが、このやり方はパームでは

今はまだ誰もやっていないものの、もし同じ方式で Non-GMO 原料の日本の輸入ルールと整 合性を持たせるとすると、商社の担当者に聞く限りでは、パームの産地にて 100 ドルから 250 ドルくらいかかるという感触だった。これを単純に日本に来る65万トンに換算すると100~ 150億円くらいコストがかかると言っていた。認証パーム油の現在の世界の物流の中で一番多 いのは③のマスバランス (MB) の方式になる。この場合であれば、①の方式程ではないが、 産地でのプレミアムが 40 ドルから 50 ドルくらいかかる。さらに日本に持って来るときの物 流コストが追加して発生し、正確には読めないが20ドルから50ドルくらいかかる。さらに 日本のタンクや各メーカーで分別して作るので、さらにそのコストが加わると思う。例えば、 Non-GMO の大豆を日本の輸入ルールである分別物流しいた場合は、最終的な豆腐や納豆に なった時には数万円/トンかかると言われている。そういったコストアップ65万トンを換算 すると、日本全体にとっては大変な金額になるだろうと心配している。その懸念からマレーシ ア政府の人からは、できるだけ費用を上げないようなやり方をしたい、という説明を受けた。 費用を大きくは上げないようにする方法で、現実性があり、実効性の高い方式を、これから検 討していかなければいけないと考えている。業界全体、消費者として 150 億円を負担する形 なのか、40から50億円負担する形になるのか、そういったコストが発生してしまう事をどの ように解釈するのか。これは、豆腐や納豆の時にも同様の議論をした経緯があるので。

国田:少し論点がずれてきたと思う。今は日本全国のパーム油を認証付きにしようということを議論しているのではなく、組織委員会が購入するものを対象としているので、量としては微々たるものになると思う。コストインパクトを計るのであれば大会に関係するところでパーム油に関係するコストがどの程度あるかを算出して、それが仮に RSPO 認証にした時にどのくらい上がるのかという算定をしないとほとんど意味のない議論になってしまうかと思う。確かにコストが上がらない方がよいことは当然のことだと思う。ただ定性的な議論だけをしてもあまり意味がないので、もし本当にコストの議論をするのであれば、過去の大会を参考にラフに推計できると思うので、そういった観点からその中でどれくらいパーム油が使われているのかということを事務局で計算をして、可能であれば次回提示してもらうとよいと思う。

南:1点だけクラリフィケーションしておきたい。マスバランスというモデルは帳簿上の管理のみでできるものなので、認証油と非認証油の物理的な分別管理は必要ない方式である。そのため、 国内の分別管理部分にプレミアムが発生することはないと考えられる。

井上: 実際の取引の実情はそれとは違っている事を認識して欲しい。産地のサプライヤーから我々商 社が実際に買うときに、RSPO のマスバランスに対するプレミアムを払わないと買えない状 況であり、それが30ドル/トンの時もあれば40ドル、50ドルの時もある。買う側としては、 このRSPOのプレミアム価格の根拠に透明性がないので、不安を持ち、将来を心配している のが現状である。

齊藤:この会議は、東京 2020 大会の会議であるので、確かにそれだけのものでもあるが、オープンな公開討論の中で今後のレガシーとして日本全体のパーム油についてどう対応していくかという全体のフレームを決めていく象徴的な会議でもあるところ。今後、ある認証がこの基準の中に盛り込まれたとすると、日本政府が決めたものとして、日本全体だけでなく、日本以外の今後の動向にも影響を与えてしまうことになる。コストについてもそのコストが数億円であっても 150 億円だったとしても、国富なり、国民の財産が移転することになる訳である。それ

が本当に環境によいものに使われていて、それを国民が納得するならそれでよいと思うが、ただものすごい費用になると思うし、そこの部分を十分議論しておかないといけないと感じている。あくまでも東京 2020 大会だけの話であると限定するのであれば、それはそれで正しいのだが。なお、先程、資料の5ページで紹介している数字について指摘があったが、全体のパーム油の生産 6,000 万トンと比較すると、認証自体は 1,300 万トン、認証のうち実際に販売実績となったのが 600 万トンで1 割程度という算定となるところ。

黒田:提案になるが。南氏も言っていたが今回は環境を中心に話しているが労働、人権についても深刻な問題があるという話だった。私も不安定な雇用、移民労働者、児童労働、強制労働、先住民の権利等の問題を聞いたことがある。一般原則の中でこれらの問題はカバーされると理解しているが、パーム油を巡る労働、人権問題で特徴的なもの、顕著なものについては次回以降で議論してもらえるとありがたいと思っている。

土井: 今までの話を聞くとパーム油は非常に問題があり、将来グリーバンスメカニズムでも人権や環 境の面で苦情申し立てがされるかもしれない事案だと聞いていて感じた。そういったことも 視野に置いて、人権の観点からも、グリーバンスメカニズムに対して申立をする可能性のある ような団体から事前に聞き取りをして、どのような部分を問題視しているかを聞きたいと思 った。今聞いている限りでは既に策定している一般の調達コードの中の、労働のチャプターに 結社の自由や児童労働、強制労働の禁止、差別の禁止、賃金、長時間労働、安全衛生、移住労 働者といった項目があるが、こういったものを特にしっかり見ていく必要がある。併せて人権 のチャプターにある地域住民等の権利侵害の禁止、立ち退きや生活環境の著しい破壊がない ということを、特別基準に盛り込むべきでは。その上でしっかりモニタリングをして排除でき る基準ができることが、東京 2020 大会の名誉を守るためには必要だと思った。金子委員や南 氏が言いたいのは RSPO 以上でないと駄目だということだと理解した。ISPO はまだ動いて いないので対象外と理解した。MSPO は来年の 2018 年に罰則ができるまではそもそも執行 体制ができてないということなので、その後基準がしっかり執行されることが確認されては じめて、MSPO が検討対象になるのだと思う。ただ RSPO はその流通が非常に少ないという ことなので果たしてそれを増やすことが可能なのか、 東京 2020 大会ではそもそもパーム油を どの程度使うのか、パーム油以外代替ですることが可能なのか、いろいろ気になってくる。

小西:論点がずれてしまってきていることを懸念している。これはあくまでも東京 2020 大会が持続可能性のレガシーとして残していきたいということで作る調達コードであるので、既に人権といった全体にかかる原則はある。その中でパームに関しては特別に何が必要かというものを作っていくのだと思う。泥炭地についてもパームの特徴だと思うし、プラスアルファとして何があるかだと思う。どの認証、どのコストがかかるという問題ではなく、東京 2020 大会が考えるパームの調達の原則を作ることが目的だと思う。いずれにしても RSPO にしても 1.7%程度しか流通していないのであれば、木材や水産の議論でも出てきたが、基準がどんどん普及してくると認証材もコスト等も流動的に変わってくるので、今の段階で東京 2020 大会に認証品を使った場合にいくらコストがかかるのかということを考えることはほとんど不可能だと思うし、あまり意味がないと思う。コストの議論に引きずられてコードを緩めるようなものを東京 2020 大会が出すならば、それは持続可能性委員会がやることではない気もする。東京2020 大会の考えるコードはこれであると示し、これがどこまで可能かは今後のレガシーとし

て残していきたいものなので、もしこれに大きく反するものがあるならば通報受付窓口で苦情してもらい、まずは東京 2020 大会が考える持続可能なパーム油の調達コードとは何かということを純粋に考えていけばよいのではと思う。

- 井上:問題になっているのは環境破壊、人権の侵害、強制労働、強制移住、ピートランドの燃焼などだと思うが、ピートランドが燃えているのはパーム生産が主要因であるとの誤解をしないようにしなくてはならない。これはインドネシアにおけるキャッサバなどの伝統的な焼き畑農業が原因である。また、強制移住もインドネシアで起きている。パーム生産で両国を一括りせず、インドネシアとマレーシアで実際に起こっている状況は違うので、それぞれ個別に分析と評価をしないと具体的な話はできないため、もう少し細かくやらないとフェアではないと思う。これとは別に、今回の東京 2020 大会の調達基準を今後のレガシーにするという話が出ているが、レガシーの意味が少しわからない。大会が契機になって、今後ずっと輸入するものの調達基準になるのであれば、輸入団体としてもかなりの関心を持って考えておかないといけない状況になるので、どこまで考えればよいのか教えて頂きたい。
- 事務局: 我々が検討するのは東京 2020 大会に使うパーム油に関してどういう基準で調達していくかということになる。その上で、東京大会をきっかけに同じような取組みが広がっていくということがレガシーになるということではあるが、我々東京大会以外のところに強制するといった話ではない。そこは誤解のないようにしていただければと思う。
- 齊藤:ここの論点は大事な所だと思う。何度も言うが、この大会は東京オリンピック・パラリンピックであるが、みんなが着目している。2020年以降の日本の将来向けて、日本がこうしたんだ、ということが記録される。我々はこれが良いとか具体的に言っているわけでない。MSPO が中小規模農家に着目したことから RSPO も変化するとのことだった。まさに2つのものがあれば切磋琢磨して、より良いものになる。我々も選択の可能性が広がるし、コスト面でも広がる。また、RSPO にこれだけお金を出しても、環境面に対してこれは実に重要なことをやってるのだという認識になれば RSPO を使うことになるし、MSPO にも同様のことがいえる。両方が切磋琢磨するという意味では出来るだけ選択の幅を広げておいてもらいたい。これは東京 2020 大会だけの問題ではない、と思っている。そこは重要なポイントだと思う。
- 秋月:指摘いただいた点は今後検討させてもらう。特に次回は認証のオーナーの話と同時に、その認 証の評価やバランスをとってコメントできる方についても事務局で検討してもらいたいと思 う。

3. 調達コードの運用について

事務局:調達コードの本文でも、事業者の理解を助けるための解説を作るとしていたので、事務局で内容を検討してきた。資料は 4-1 である。基本的にはこれまでの WG での説明や議論を踏まえて、本文では説明しきれなかった各項目の背景や意図、関連する取組の事例、参考資料などを盛り込んだ。WG の委員にもレビューをお願いし、コメントをいただいた。御協力に感謝申し上げる。ご意見のかなりの部分は反映したつもり。ご意見をいただく際に、委員の皆様から、この解説も重要なので WG で取り上げてほしいというご要望があったので、今回、説明する

機会を設けたもの。主要なポイントをご説明する。「1. 趣旨」については、黒田委員や冨田 委員のご意見も踏まえて、背景やレガシーに係る説明を増やしている。「4. 持続可能性に関 する基準」については、冨田委員のご意見も踏まえて、冒頭で、PDCAの話にも触れている。 環境分野では、小西委員から事例や参考資料の追加などを多数いただいたので、反映している。 人権や労働についても、土井委員はじめ各委員からのご意見も踏まえて、記載を充実させてい る。経済の部分も、事例や参考をいくつか追加している。「5.担保方法」の関係で、「(9) 改善措置|の最後のパラグラフにある「適切な働きかけ」についてどのようなことが求められ ているのか説明が必要というご指摘があったので、それを踏まえた説明としている。具体的に は、「適切な働きかけ」の説明として、「(5)、(8)、(9)を踏まえ、サプライチェーンに対して、 リスクの高さに応じた働きかけを行い、また、組織委員会の求めに応じてモニタリング・監査 の受入や改善措置を働きかけるなど適切な措置が講じられている場合は契約解除の対象とし ない」としている。また、食材の調達基準の解説も作成している。東京大会に食材を供給する ことを希望する生産者の方が何に取り組んで、どのような認証等を取得すればよいか、農産物 でいえば、都道府県での GAP の確認はどのように行えばよいか、認証のスキームオーナーで JGAP Advance やグローバル GAP などと同様に認めてほしい場合はどのように申請すれば よいかなど、細かな運用面について、実務に関係する方々が困らないように説明する資料とし て作成している。

秋月:今の説明に対して御意見・御質問があればお願いする。

土井: 改訂版を全部見れていないので、説明を聞いた限りでの質問となるが、まず28ページの外国 人・移住労働者についてだが、コードの中に出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の 基準を定める省令に定める不正行為を行ってはならない、と書いてあるが、これが多くの方に はよくわからない。よって、これは法務省が違法として20個ほど列記している行動があるの だが、それを記載しておかないと、何が書いているのかを知らずに違反してしまうということ があるのではと思ので、省令にある違法、不当、不正行為をここに列挙すべき。企業に入管法 を独自に調べさせるのは酷ではないかと思う。次に42ページ目についてだが、サプライチェ ーンに対し適切な働きかけを行っている限り契約解除の対象とはならない、とコードに書か れているが、記憶の限りこのワーキングではこの文言は検討されていないと思うが、どこでこ の文言が入ったのだろうか。これを書いてしまうとコードを作る意味がないと感じており元 法律家としてもこのような文章には違和感を覚えている。この調達コードは最終的にこれに 違反していたら契約が解除されるということが基本形式であり、これが最大の担保だと思う のだが、これでは担保がないと言っているのと同じであるので、これは書くべきではないと思 う。かといって、我々ワーキンググループにはコードのこの文言の削除の権限はない。そこで 解説ではこう書くべきでない。ロンドンでも解除に至ったケースは無かったと記憶しており、 実際には契約解除ありきではないということは当然のことでエクストリームな最悪の場合に そのような措置をとるというものであるが、違反をしていても、働きかけていれば解除しない と最初から言ってしまっては良くないと思う。 サプライチェーンに働きかけをしていても、相 手側が完全に無視するというケースもあるので、その様な場合には、サプライヤーは適切な働 きかけをしたうえで最終的にサプライチェーンから外していただかないといけない。現状は サプライチェーンから外さなくても構わないという書き方をしているのは訂正すべき。適切

な働きかけをしても違反状態を改善しないサプライチェーンがいる場合には、相当期間の後には契約解除される場合もあるという書きぶりにすべき。このままでは、改善の働きかけを無視したもの勝ちで、逆に調達コードを守った者が損をするという状況となり、良くないと思う。最後に提案だが、デュー・ディリジェンスがここに書かれたのは良いことと思うが、具体的にいかなるデュー・ディリジェンスをやるべきかについて書かれていない。解説にはリスクベースでリスクの高いところからやってくださいと書かれているわけだが、既にわかっているリスクの高い分野、例えば移住労働者のうち技能実習生等の特に問題が指摘されている業種もすでにあるので、そのような分野に関してはやってくださいと書くことが、行動を促すために検討すべきことだと思う。

事務局:ご指摘の中で、知らない間に一部文言が入っていたとのご意見については、確かにご指摘の部分はこれまで特別に取り上げて議論したことはなかったと思うが、案の段階では入っており、ワーキンググループ後に後付けで挿入したというものではない。それについては過去の資料をご確認いただきたい。この条項を記載しているのは、サプライヤーではなくそこに繋がるサプライチェーンに違反があった場合の話である。そもそもサプライチェーンにおけるコード違反を理由にサプライヤーとの契約を解除することは相当難しいと思いつつ、サプライチェーンの違反を理由に組織委員会との契約が解除されることをサプライヤーが懸念する場合があるかもしれないので、そうした懸念に対し、元々の調達コードの働きかけや監査の受け入れ、違反があった時の改善の働きかけなどをしっかりやっていただければ、仮にその結果サプライチェーンで違反が起きてもサプライヤーとの契約を解除することはしない、ということを説明したいという趣旨である。各委員のご意見の中には、サプライチェーンに違反があった時の働きかけのやり方について、厳格なルールを定めるべきとのご意見もあったが、事案の重要性や、サプライヤーがサプライチェーンにどの程度影響力を及ぼせるのか等いろいろな状況があり得るので、最後は個別に判断する必要があり、なかなか一律のルールを決めることは難しいと考えている。

冨田:確認だが、一般原則の方の解説については、以前一度フィードバックをしたが、昨日突然また 送られてきて、まだしっかりと見れていない。これについては見る時間はあるのか、正式にこ の解説はいつ発行するのか、ということを聞きたい。また農畜水産の方は初見であるが、こち らは建て付けが今一つわからない。後ろの方に申請書やチェックリストなどが付いていて、こ れはこれで良いような気がするのだが、これはある意味担保方法を提供していると考えてよ いのか。そうだとすると、一般原則の方になぜそれが無いのか非常に気になる。そこはどのよ うに考えているのか。

事務局:まず、今後のスケジュールであるが、この解説書はなるべく早く発行したい。他方で、これをじっくり見ていただく時間もなかったので、これから一週間のうちに、ご意見をいただければ反映を検討させていただく。それを踏まえ、早めに固めて公表したい。食材の解説の中で申請書等を添付しているが、これは先ほど説明した JGAP や GLOBALG.A.P.以外の認証のスキームオーナーが自身の認証を同様に認めてほしいという時の申請書という扱いである。その他にケータリング事業者等にどういう情報を押さえておいてほしいのか、といった内容もあるので、そちらは担保方法にも関係してくると思っている。一般原則の方であるが、それについては前回の WG で御議論いただいたチェックリストを事業者を選定する中でツールとして

使用していく。

黒田:今の説明だと、調達コードの解説案については1週間くらい見る時間を頂いたという理解だが、 農畜水産物の解説についても1週間か。

事務局:それでお願いしたい。

田中:農産物の解説について確認をしたい。資料 4-2 の3ページの3の、JGAP Advance または GLOBALG.A.P.以外の組織委員会が認める認証スキームについての解説だが、スキームを申 請に基づき確認ができれば認めると書いてあるのだが、ここには実際に申請が上がってきて、 その認証を認められたということが事実として出てきた時には、解説にそれを加えていった 方が分かり易いと思う。適宜アップデートをしていってもらいたい。

事務局: 我々としては、実際に申請があって認めたものは、まずは組織委員会の HP 等で公表してい きたいと考えている。その後解説等にも反映できるといいので、ご意見を踏まえて検討したい。

土井: 妥協案の提案だが、やはり解説をこの文言のまま出すというのは良くないと思う。適切な働きかけとは何かが問題だと思う。組織委員会からの説明のあったようにモニタリングや監査の受け入れ、そして改善措置をしっかりする場合には、おそらく不正行為というのは是正されると信じるが、一定期間そのような改善措置等を要求したにも関わらず、サプライチェーンの中で調達コードの不遵守が解決されない場合には、当該サプライチェーンを排除する等の適切な措置をとる必要があると明記すべきだ。最終的にどうしても改善したくないと言ってくるサプライチェーンについては、少なくとも東京 2020 大会の調達についてだけは迂回してもらう等して外してもらうと書き、それが適切な働きかけの意味であり、こうした行動をとれば契約は解除されなくなる、と書いていただくことは構わないのではないか。適切な措置とは何かということで、今のような一文を入れていただければ良いのではないか。

秋月:調達コードは違反した者に対して制裁をかけることが目的ではないと思うので、契約解除の対象としないでも良いのではないかと思うが、ご指摘のように何も義務がないところではルールが守られないかもしれないという危惧を感じる。例えば、国連憲章では加盟国が義務について執拗に違反した場合には除名されると書かれている。「執拗に」という言葉がいいかどうかは別として、働きかけを行っても従わない場合には最終的には契約解除の場合もあり得るなど、この程度の文言は入れても良いのではないかと思う。

土井:ロンドンのコードにもコード違反については契約を解除する権限を組織委員会が持つと書いてあり、そうした重要なところではっきり後退するのは問題があると思う。できる限り、契約を解除したくないという方向性なのだということは、書いていけばよいと思う。

事務局:研究する。

秋月: それでは両解説については、もう一度見ていただいて、コメントがあれば一週間以内に事務局 に連絡してください。

事務局:次に、通報受付窓口について進捗状況を簡単にご報告する。

7月の WG でいただいたご意見を踏まえ、いくつか見直している。具体的には助言機関を早い段階から関与させるとともに、この調達ワーキンググループにはロンドンの Stakeholder Oversight Group のような役割として、通報受付窓口の効果的な運用に向けたご意見をいただけるようにした。現在、受託事業者の公募開始に向けた準備が大詰めにきているところ。この内容で近いうちに公募を開始する。順調にいけば、12月中旬くらいに受託業者が決定する

見込み。その後、手順書の作成などの準備があるので、実際の稼働は来年2~3月を予定している。

土井: グリーバンスのメカニズムは世界的に注目を浴びている。様々なところから、これはパブコメ にかけるべきではないかと言われている。良いアイディアだと思うので提案する。

黒田:調達コードはかなり高いレベルのものをこれまで議論して積み上げてきた。グリーバンスメカニズムによってこれの価値が決まると考えると、グリーバンスメカニズムが突然出て、更に業者も決まっている、となると不透明に感じるのではないかと危惧している。パブコメはやると大変な作業になると思うが、もう少しオープンにする、完全なパブコメの形でないにしても、関心のある人たちが意見を言えるような場を設定する等、急ぐ必要があるのかもしれないが、少し遅らせてでもプロセスをオープンにする事が必要だと思うので、土井委員の意見に賛成する。

土井:世界はこのグリーバンスに非常に注目している中で、全然情報が公開されていない。いろいろな人が疑心暗鬼になっており、私にまで問い合わせが来ている状況。このまま決定となってしまうと、疑問の声が上がると思う。内容が良いものであることも重要だが、プロセスも重要である。世界の目から見て完璧なグリーバンスメカニズムを作ることは難しいのだから、なおさらプロセスはしっかりしておかないと一気に批判が来る。プロセスについても重視していただきたい。

冨田:調達コードは基準、担保方法、グリーバンスメカニズムの三本がきちんと揃わないといけない。 基準ばかり立派でも守られなければ何の意味もない。そういった意味では基準については、ワ ーキングでかなりの時間をかけ議論をしているので、担保方法とグリーバンスメカニズムに 関してはパブコメの様な事をやらないと、後々後悔することになると思う。また、スケジュー ル感がよくわからないのだが、今慌ててやらなければならないタイミングなのか。担保の仕組 みを始まっていない段階でいきなりグリーバンスが必要なのか。もし必要なのであれば、新国 立の話などが出てきているのは事実だと思うが、残念ながら調達コードのスコープは新国立 など国が調達するものに関しては、対応されていないと思うので、だとすれば今の時点でやる 必要がないと感じる。紙とパームは数カ月のうちにワーキングを 5,6回やるとのことなので、 もう少し綿密な議論をすべき。また、通報受付の手続きについて外部機関に委託するとのこと だが、前回これはどのような機関がやるべきかという議論があったが、公募する際に外部機関 にどういう条件を付けるが明確にする必要がある。こういう要件を持った機関であれば大丈 夫だ、といえる条件を明示的に出していただきたい。その観点では調達コードを満たすかは必 須条件となるが、グリーバンスに関して特に気を付けなければならないのは、利益相反の問題 が出てくる可能性がある。前回の議論でも弁護士事務所とか第三者機関としてある程度独立 性が高い機関でないと駄目なのではないか、という話があった。ロンドンではコンサルティン グ会社を使ったとの事だが、仮にそのコンサルティング会社がいろいろな会社にコンサルテ ィングを行っていると、利益相反を起こすリスクが高いことになる。そうしたことを起こさな いためにどういうメカニズムにするかまで担保しないと、信頼性のある仕組みにならないと 思うので、条件面を明確にしていただきたい。

小西: 冨田委員と重なる部分もあるが、外から見た場合、都か国か組織委員会か等は区別されず、同 じ東京 2020 大会になると思う。組織委員会が携わるものは仮設施設と存じ上げているが、そ の中でも都や国の関与というものをどのように求めていくかという点も非常に重要だと思う。 例えばこれを外部に委託する場合に、国や都にもサインしてもらい一緒にやるというような。 調達コードは国や都にも推奨するということだが、実際には全てにかかってくるのではない かと思う。正に外から見た場合にそう見えるので、グリーバンスの通報は否応なく来ると思う。 その点を予め検討した方が良いと思う。また前回の議論で、助言機関の委員の任命はワーキン グにかけるべきと意見したが、そのワーキングは本委員だけなのか、特別委員も含むのか、そ ういったところももう少し書かれた方が安心と思う。

事務局:内部で手続きを進めている状況もあるので、できる範囲で今のご指摘を踏まえた対応を考え たい。

4. 今後の予定について

事務局: 9月11日付けで環境 NGO から木材の調達に関する公開書簡が出ており、組織委員会と東京都と JSC 宛てにきている。これに対し我々としてはしっかりと対応している。先日、この公開書簡を出された NGO と面会する機会を設けた。こちらからは木材の調達基準の内容や検討の経緯を含め、我々の考え方を丁寧にご説明した。引き続き、対話の機会も設けながら、我々の持続可能性に関する取組にご理解いただけるよう努力していく。

土井:交渉は継続中なのか。

事務局:公開書簡で出されたことに対する我々の考え方を伝えたところ。今後もコミュニケーション はあるだろうし、引き続き対応していく。

冨田: そもそもこれは組織委員会が対応することではないと思うが、なぜ組織委員会が対応されるのか。これは整理していただかないと、今後の展開や、またグリーバンスにも関連する。今後も似たような事が起こった場合に組織委員会のグリーバンスに通報していいのか、という話に関わってくる。

事務局: 先ほどの説明に足りない点があった。NGO の方々とは、東京都及び JSC とも一緒に対応した。理由としては、まず公開書簡の宛先が三者であったことと、書簡の中で木材の調達基準の内容に関する点もあったので、組織委員会として対応した。今後も内容に応じて然るべく対応をしていく。

秋月: それでは本日の議事はこれまでとし、閉会する。